

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**（以降、証明書）が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年始めて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

※祝日・年末年始を除き、令和3年3月15日(月)まで日本年金機構が開設

秩父年金事務所 ☎27-6560



SAITAMA出会いサポートセンター 会員募集のお知らせ

SAITAMA出会いサポートセンターは、結婚を誠実に希望する独身者に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援センターです。センターでは会員を随時募集していますのでHPで詳細をご確認ください。



対象 下記の要件を全て満たす方

- 結婚を希望し、自ら婚活の意思がある20歳以上の独身男女
- 埼玉県内に在住、在勤または近い将来埼玉県へ移住をお考えの方
- 電話回線のあるスマートフォンをお持ちの方

利用料金 秩父市在住の方は1万1千円（税込・2年間有効）

☎SAITAMA出会いサポートセンター事務局
☎048-789-7721

野外焼却（野焼き）は

法律で禁止

されています！



野外焼却（野焼き）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県生活環境保全条例や秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

苦情が絶えません！

市には、野外焼却（野焼き）による苦情が多く寄せられています。



ドラム缶・プロック囲い・家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響や、火災が心配されています。



罰則

野外焼却（野焼き）禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは一千万円以下の罰金、又は両方が科せられます。

野外焼却（野焼き）禁止例外の一部

- ① 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ② たき火など、日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なものを
- ③ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

注意！

野外焼却（野焼き）禁止の例外規定とされた行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行いますので注意してください。

家庭用簡易焼却炉の無料回収



対象 ブロック積簡易焼却炉、金属製簡易焼却炉

回収条件 所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること（申込者には、回収日程などをお知らせします。）

☎生活衛生課 ☎25-5202

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114